

判決要約

No.291

番号	概要	キーワード
1 事件番号(裁判所)		4 被告(被控訴人)
2 判決言渡日(判決)		5 出願番号等
3 原告(控訴人)		6 要約

291 - 1	無効審決不成立の特許の権利範囲がクレームの文言に従って判断され、被告製品、被告製法は本件発明と均等でないとされた	出願審査経緯 権利解釈
1 平12(ワ)22926号(東地47民) 2 平14.7.19(棄却) 3 川鉄鉱業(株) 4 大塚化学(株) 5 特許2131511号 6 概要:被告製品、被告方法が、本件特許の技術的範囲に属するかが争われた。	<p>判旨:本件特許は、出願公告された際に特許異議の申立があり、異議は理由があるとして拒絶査定された。そこで、拒絶査定に対する審判が請求され、審理の結果、特許すべきものとされた。異議答弁書と審判請求に際して、それぞれ手続補正書により、明細書の補正が行われた。</p> <p>その後、被告による無効審判の請求がされたが、審理の結果、請求は不成立となった。</p> <p>判決の要点:原告は、第1発明について、顆粒の形状を「ほぼ球形」と規定し、その直径を上下限値をもって定めることにより作用効果を奏し、先願技術(引例1)とも異なる発明として特許を得たものと認められるから、第1発明における顆粒の形状、直径を規定した本件争点部分の構成要件はいずれも本件発明の本質的部分である。そして、本件特許の出願経緯からすると、この顆粒直径の数値範囲および形状を外れる製品は、特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たると認められる。</p> <p>したがって、顆粒の直径が第1発明の数値範囲を外れ、形状が第1発明の形状と異なる被告製品は、第1発明と均等なものとは認められない。</p> <p>第2発明は、顆粒の直径が0.1~10mmで嵩比重が0.2~1.0kg/lの顆粒体を製造する方法に関する発明であって、「水または水と有機金属の混合液を加えて加湿し、混合攪拌して一次凝集体を形成し、ついでこの一次凝集体に転がり運動を与えて顆粒化する」という2段階の工程からなるもので、この点が引例2との違いを認めて特許すべきものとされたこと、2段階の工程が周知であったとは認められないとして無効審判請求は成り立たないとされたことからすると、2段階の工程からなる点は、第2発明の本質的部分であると認められる。</p> <p>したがって、顆粒の直径が第2発明の数値範囲を外れる製品を製造する方法であり、かつ2段階の工程を有しない被告方法は、第2発明と均等なものとは認められない。</p> <p>以上のとおり、被告製品は第1発明の技術的範囲に属するとはいえず、被告方法は、第2発明の技術的範囲に属するとはいえない。</p> <p style="text-align: right;">(特70条)重要度 (星野 昇)</p>	
291 - 2	ドメイン名の使用差止請求権がないとされた	ドメイン 不正競争
1 平13(ワ)12318号(東地29民) 2 平14.7.15(認容) 3 (有)システム・ケイジェイ 4 エムビー3・ドット・コム・インコーポレイテッド 6 判決主文:被告は、原告に対し、ドメイン名「MP3.CO.JP」について、不正競争防止法3条1項に基づく使用差止請求権を有しないことを確認する。	<p>概要:原告は、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターに、ドメイン名「mp3.co.jp」を登録した。原告は、ドメイン名登録をした後、「http://www.mp3.co.jp」というアドレスで、ウェブサイトを開設している。一方、被告は、「mp3.com」の営業表示、標章を用いて音楽配信サービス業を行い、「http://www.mp3.com」というアドレスでウェブサイトを開設している。被告は、原告に対し、不正競争防止法3条1項に基づいて、原告のドメイン名「mp3.co.jp」の使用差止請求権を有すると主張した。これに対し、被告の主張するような使用差止請求権は存在しないことの確認を原告が求めたのが本件である。</p> <p>争点:原告ドメイン名を保有、使用等する行為が不正競争防止法2条1項12号の不正競争となるか(原告は、「不正の利益を得る目的」又は「他人に損害を加える目的」を有しているといえるか)</p> <p>原告ドメイン名を使用する行為が不正競争防止法2条1項1号又は2号の不正競争となるか(原告は、原告ドメイン名を、法2条1項1号又は2号所定の「商品等表示」として使用しているか)</p> <p>判旨:不正競争防止法2条1項12号にいう「不正の利益を得る目的」とは「公序良俗に反する態様で、自己の利益を不当に図る目的がある場合」と解すべきであり、単に、ドメイン名の取得、使用等の過程で些細な違反があった場合等を含まない。「他人に損害を加える目的」とは「他人に対して財産上の損害、信用の失墜等の有形無形の損害を加える目的のある場合」と解すべきである。</p>	<p>原告は、将来被告に原告ドメイン名を不当に高額な値段で買い取らせたり、被告表示の顧客吸引力を不正に利用して原告の事業を行うなどの不正の利益を得る目的を有していない。原告が被告に対して日本版被告サイトの共同運営を希望する旨提案したとしても、被告は、原告の提案が意向に沿わないと判断すれば、拒絶しさえすれば足りるのであるから、原告が、日本版被告サイトの共同運営を被告に迫るという不正の利益を得る目的を有していたとはいえない。原告が、被告から登録費用相当額で原告ドメイン名を譲渡するよう要請されたのに対し拒絶したとしても、原告ドメイン名の財産価値からすれば、むしろ当然のことであり、原告が、被告から原告ドメイン名の譲渡代金として不当に高額な金額を取得しようとの目的を有していたと認めることはできない。</p> <p>したがって、原告が、「不正の利益を得る目的」で原告ドメイン名を取得、保有、使用したということではない。</p> <p>原告が原告ドメイン名を登録して以来、原告サイトにおいて、被告を中傷する内容の情報やいかがわしい情報を掲載したことはなく、原告が、「他人に損害を加える目的」で、原告ドメイン名を使用する権利を取得し若しくは保有し、又はそのドメイン名を使用したと認めることはできない。</p> <p>ドメイン名は、インターネット上のアドレスにすぎないのであるから、ウェブサイトにおいて商品の販売や役務の提供をしても、当然には、そのウェブサイトのドメイン名を「商品等表示」として使用したということではない。原告は、原告サイトにおいて、「ボイスメモ&電話帳機能付の超小型携帯型MP3プレイヤー」に関する情報等を掲載したことがあるが、その際に、原告ドメイン名を示す文字列を原告サイトに掲載しておらず、その後は、原告サイトにおいて、商品の販売や役務の提供についての情報は一切掲載されていない。したがって、原告ドメイン名が法2条1項1号、2号の「商品等表示」として使用されたということではない。</p> <p style="text-align: right;">(不競2条1項12・1・2号)重要度 (加藤 貞晴)</p>

291 - 3	真の発明者の冒認者に対する移転登録請求が認められなかった	発明者 冒認出願 移転登録
1 平13(ワ)13678号(東地29民) 2 平14.7.17(棄却) 3 三澤千夜子 4 (有)プティ,ポア 5 特許3049032号 6 概要:本件は,原告が,本件特許権の特許権者として設定登録されている被告に対し,本件特許発明の発明者は原告であり,被告は冒認出願をして本件特許権を得たものであるとして,本件特許権の移転登録手続を求めた事案である。 争点: 本件特許発明は,原告により発明されたか。 原告は被告に対して,本件特許発明の発明者が原告であることを理由として,本件特許権についての移転登録手続請求権を有するか。 判旨:争点 について:原告が製作し,Y に送付した本件試作品に示された発明は,本件特許発明と実質的に同一であり,これに基づいて当初出願が行われ,さらに当初出願に基づいて国内優先権出願がされ,補正を経て本件特許権の設定登録がされたことは明らかである。他方,K 及びY が本件依頼に先立って本件特許発明を完成していたことを認めることはできないのみならず,本件依頼に際して,K 及び Y が原告に対して,本件特許発明の技術的構成を具体的に開示ないし示唆したことを認めることもできない。したがって,本件特許発明の発明者は原告である。 争点 について:被告は,いわゆる冒認出願により本件特許権の設定登録を受けたことになる。冒認出願に対する発明者等の保護に関する特許法の構造に鑑みると,特許法は,冒認出願をして特許権の設定登録を受けた場合に,当然には,発明者等から冒認出願者に対する特許権の移転登録手続を求める権利を認めているわけではないと解するのが相当である。そうすると,原告が本件特許発明の真の発明者であり,被告が冒認者であるとしても,そのことから直ちに,原告の被告に対する本件特許権の移転登録手続請求を認めることは	できない。 この点について,原告は,本件が平成13年最高裁判決と同様の事案であるから,同判決の法理に基づき原告の請求は認められるべきであると主張する。しかし,本件は,以下のとおり,移転登録請求を認めた平成13年最高裁判決とは事案が異なり,同様に判断することはできない。 第1に,平成13年最高裁判決事案では,上告人は,自ら他の共有者と共同で特許出願をしていたのに対して,本件事案では,原告は,自ら特許出願をすることはなく,被告のみが,当初出願及び国内優先権出願をした点において相違する。 第2に,平成13年最高裁判決は,上告人が特許出願をした後に,被上告人が,上告人から権利の持分の譲渡を受けた旨の偽造した証書を添付して,出願人を上告人から被上告人に変更する旨の出願人変更届を特許庁長官に提出したという事案に関するものであり,同事件においては,発明が新規性,進歩性等の要件を備えていることは当事者間で争われておらず,専ら権利の帰属が争点とされていた。これに対して,本件は,私人間の権利変動ではなく,真の発明者が誰かという正に特許庁の専門分野に属する事項が争点とされている事案であって,平成13年最高裁判決とその争点の性質が大きく異なる。 第3に,平成13年最高裁判決は,移転登録手続請求を認める以外には,上告人に生じた不都合を是正する他の救済方法が存在しなかったことを理由の一つに挙げている。これに対して,原告は,本件特許発明について冒認出願がされたことを知った後,遅くとも平成11年4月までの間に自ら本件特許発明について特許出願をしていれば,被告のした当初出願又は国内優先権出願を排除することができ,本件特許発明について,自ら特許権を取得することができたものといえる。 (特29条1項,49条6号,30条2号,123条1項6号)重要度 (加藤 貞晴)	
291 - 4	被告事業の高い評価とその著名性を利用する意図をもって登録を受けた本件商標は,公序良俗に反し無効になるとして,審決取り消しを求めた原告の本訴請求が棄却された	他人事業の著名性と高い評価を認識,利用
1 平13(行ケ)529号(東高6民) 2 平14.8.29(棄却) 3 (株)エス・エス・アイ 4 デール カーネギー アンド アソシエイツ インコーポレーテッド 5 商標登録4127619号 6 争点: 引用商標が被告の提供する役務を表示するものとして周知性があるか。 不正目的は存在するか。 判示事項:争点 について: -1 事実を総合すれば,引用商標の「Dale Carnegie(デール・カーネギー)」は,被告の提供する講座「指定役務は人材能力開発の技術と知識の教授」を表示するものとして,また,ライセンシーが解説している講座の名称に「デール・カーネギー」が含まれ,講座名の自己識別力を有する部分として使用されている。 「カーネギー・スペシャル」と「CARNEGIE SPECIAL」とを2段に横書きして成る本件商標(指定商品は上記講座の役務に用いられ得る機器・機材を含む第9類,電子応用機械器具,録画済みビデオディスク,その他本類に属する商品)は,その登録査定時,デール・カーネギー(Dale Carnegie)の名前が著述家,講演者として辞書・人名辞典等にも掲載され,彼の方法論に基づく能力養成・人材育成の講座も,すでに日本を含めて世界の多くの国で実施され,周知となっている。 -2 原告は,本件商標の出願に先立ち,「デール・カーネギー」ないし「カーネギー」を含む商標を多数出願しているほか,デール・カーネギーの教育方法に基づく講座を実施す	る事業部門を有し,そのハード・ソフトの開発・販売を手掛け,セミナー等を開催している。 また,関連会社においても能力養成・人材育成に関連するコンピュータソフト・ハードの開発・販売,書籍の出版,企業コンサルティングなどを手掛けている。 さらに,原告の代表者は,デール・カーネギー自身の著作やその教育方法に関する本の翻訳をするなどその有用性を評価している。 争点 について: -1 以上の各事実から,原告は,本件商標の登録査定当時,被告の実施している講座が長い歴史を有し,著名で一定の評価を受けていることを十分認識した上で,その著名性を専ら自己の主要な業務のために利用する意図で本件商標の出願を行い,その登録を受けたものと優に認定でき,不正の目的を有していたと認められる。 -2 本件商標の指定商品の少なくとも一部の商品と,現に被告(ライセンシーを含む)が長く行ってきた引用商標の指定役務との間には類似性が認められる。他方,本件商標の指定商品の中には引用商標の指定役務・商品,被告ないしそのライセンシーが行っている事業とは直接の関連性がなく,引用商標の指定役務との間に類似性が認められないものがある。 しかし,7条1項7号は,条文上,商品ないし役務の同一性,類似性を不可欠の要件とするものではない。 そうである以上,本件商標の登録全体が公序良俗に反するものとして無効になるというべきである。 (商4条1項7号,46条)重要度 (信太 明夫)	

291 -5	<p>被告名称及び被告標章は原告ら三菱グループ企業を表す著名な営業表示に類似し不正競争行為に該当するとして、同名称及び標章の使用差止め並びに損害賠償を求めた原告請求が認容された</p>	<p>グループ企業の営業表示と不正競争行為</p>
	<p>1 平14(ワ)8104号(東地46民) 2 平14.7.18(認容) 3 三菱地所(株), 三菱地所ホーム(株) 4 (株)三菱ホーム 6 争点: 「三菱」の名称及び三菱標章は原告ら三菱グループ企業の営業表示として著名か 被告名称及び被告標章は「三菱」の名称及び三菱標章と類似するか 判示事項: 争点 について: -1 事実を総合すれば, 三菱グループは, 創業者岩崎弥太郎が明治3年に海運業を営む九十九商会を創立したのを出発点, 明治6年に三菱商会と名称変更した際に初めて「三菱」と名乗ったもので, 三菱本社及び関連各企業は, コンツェルンを形成, 海運事業に始まり, 石炭, 造船, 製糸業, 銀行業等の各部門にわたり多角的に事業展開して, 富国強兵の国策に乗って財閥の1つとして成長した。 第二次世界大戦後の財閥解体により, 別個の独立会社として発足した同グループの各社は, 依然, 企業グループとしての一体性を維持しながら, 共通の企業理念の下に事業を進めている。 -2 三菱標章(「目録1参照」)は, 創業者の出身である土佐藩の藩主山内家の家紋「三つ柏」と岩崎家の家紋「三階菱」を組み合わせたもので, 創業の端緒となった海運業で汽船の船旗として使われ始め, 以来三菱のシンボルマークとして三菱グループ各社で用いられている。 三菱標章が商標登録されたのは大正3年のことである。 -3 三菱グループには, 不動産事業における原告三菱地所のように多方面にわたり事業を展開する数多くの大企業があ</p>	<p>り, 各事業分野ごとに「三菱」の名を冠した各企業は全国各地に本・支店を有する。 同グループは, 長年にわたって多大の広告宣伝費を費やし, パンフレット等に三菱標章を表示しているほか「三菱」の名称及び三菱標章について, 国内外ではほぼすべての商品及び役務の分野において商標登録を受けている。また, 内外のマスコミ等においても, 三菱グループに属する企業が「三菱」もしくはMitsubishiの名称又は三菱標章と共に頻りに採り上げられている。 上記認定事実によれば, 「三菱」の名称及び三菱標章は, 企業グループである三菱グループ及びこれに属する原告らをはじめ各企業を表すものとして著名である。 争点 について: -1 被告名称「株式会社三菱ホーム」のうち, 類否判断上の要部は「三菱」の部分というべきところ, 原告らの商品表示である「三菱」と同一である。 -2 原告らの商品表示として著名な三菱標章は, 3つの黒地の菱形を中心点のまわりにそれぞれ120度の角度で均等に開いて配置した構成からなる。 これに対し, 被告標章(「目録2参照」)は, 最上位にある黒地菱形の下2辺に, 上半分が白地, 下半分が黒地である菱形をそれぞれ接するように配した構成からなるが, 見るものに強い印象を与える黒地部分は, 1つの点を中心に120度の角度で均等に開いた構成に成っている。 以上によれば, 被告標章は, 三菱標章と基本的構成を共通にするものであって, 三菱標章に類似するものと認められるから, 原告らの本訴請求はいずれも理由がある。 (不競2条1項2号, 3条)重要度 (信太 明夫)</p>
291 -6	<p>商標「STORMYBLUE」に関する出願を, 先登録商標「STOMY」及び「ストーミー / STORMY」を引用して拒絶した審決が, 取り消された</p>	<p>STORMYBLUE, ストーミーブルー, ブルー, 結合商標, インターネット</p>
	<p>1 平13(行ケ)77号(東高13民) 2 平13.8.29(認容) 3 (有)志村 4 特許庁長官 5 商願平9-130301号, 商標登録1689825号, 同3369072号 6 (1)本件出願: 商標「STORMYBLUE」, 指定商品25類「被服, ...」 (2)引用商標: ・引用商標A「STOMY」, 指定商品21類「装身具, ...」 ・引用商標B「ストーミー / STORMY」, 指定商品25類「洋服, ...」 (3)審決の理由: 本願商標は「ストーミーブルー」の称呼の他, 「STORMY」に相応して「ストーミー」の称呼をも生じる。引用商標A, Bとは, 「ストーミー」との称呼を共通にする類似の商標であり, 指定商品も類似するから, 4条1項11号に該当する。 (4)判旨: 本願商標「STORMYBLUE」が「STORMY」と「BLUE」の結合商標として認識しうるかどうか。「STORMY」の部分に「ストーミー」の称呼が生ずるかどうかについて判断し, 拒絶審決を取り消した。 「STORMYBLUE」はまとまりよく一体に表されているが, 「BLUE」が「青」等を意味する英単語として知られており, 「STORMY」と「BLUE」とが結合したものと認識しうると認められる。 「BLUE」の語が単独で被服等に用いられた場合には, 商品の色彩を表示する語として一般に認識されている。しか</p>	<p>し, 「BLUE」には「憂うつで」等の意味を有し, 「エンゲージブルー」など他の語と一体となって熟語的に用いられるので, 「BLUE」の文字をその構成中に有する商標が被服等に使用されたからといって, 当然に商品の色彩を表示するものと需要者等が認識するとは即断できない。むしろ「STORMYBLUE」についても, 一体的に認識されることを示唆する。 「STORMYBLUE」は, 一連の欧文字が同書同大等間隔をもってまとまりよく一体に表されている。「ストーミーブルー」の称呼も格別冗長であるとはいえないなどから, 「BLUE」の語に重点がある構成文字全体からなる一体的な造語として認識するのが自然である。 原告のインターネット上の検索によれば, 掲示板等において, 一般の需要者等が「STORMYBLUE」ないし「ストーミーブルー」と, 「BLUE」ないし「ブルー」を省略することなく一体に表示していることが認められる。「ストーミー」との称呼をもって取引が行われることも少なくないという被告の主張は実証的な裏付けを欠く。 以上より, 「STORMYBLUE」はその構成文字全体より, 「ストーミーブルー」の称呼が生じるにすぎないと認めるのが相当である。 被告の主張する裁判例は事案を異にする。商標審査基準の原則論は, 「BLUE」の語が単に商品の色彩を表示するものといえない本件には妥当しない。 (商4条1項11号)重要度 (奥田 誠)</p>

291 -7	登録商標「OKI DOKI」に対する無効審判請求が成り立たないとした棄却審決が、「OKI」をハウスマークとする沖電気工業(株)の業務と混同するおそれがあるとして取り消された	OKI, 周知, 著名, 混同
1 平13(行ケ)539号(東高6民) 2 平14.8.27(認容) 3 沖電気工業(株) 4 三ツ股 義夫 5 商標登録4377687号 6 (1)本件商標:「OKI DOKI」, 指定商品38類「移動体電話による通信, テレビジョン放送, 有線テレビジョン放送」 (2)引用商標 ・引用A商標:「OKI」, 指定商品11類「電気機械器具, ...」 ・引用B商標:「OKI」, 指定商品38類「移動体電話による通信, ...」 (3)審決:下記 ~ により棄却審決をした。本件商標は「OKI」を横書きして成る引用商標とは類似しない。本件商標は, 原告の業務と混同を生ずるおそれがある商標ではなく, 4条1項15条に該当しない。本件商標は, 原告の著名な略称を含む商標ではなく, 4条1項8号に該当しない。本件商標は, 不正の目的をもって出願されたものではなく, 4条1項19号に該当しない。	(4)判旨:4条1項15号違反・本件商標と原告の業務との混同について, 以下のように判断し, 審決を取り消した。 原告は, 電気通信, 情報処理機器, 電子デバイス, 画像通信等の各分野でリーディングカンパニーの1つとなっている。「OKI」の語は, 遅くとも本件商標の出願当時には, 本件商標の指定役務の需要者間ではもとより, 一般消費者の間においても, 原告及び原告のグループ会社自体を表示するハウスマークとして, あるいは原告等の業務に係る商品・役務を示す商標として周知・著名であった。本件商標は「OKI」と「DOKI」の二語から成る造語として認識される。本件商標をその指定役務に使用すれば, 原告又は原告と組織的・経済的に密接な関係がある者の業務に係る役務であるかのように, その出所について混同を生ずるおそれがある。 審決時にも, 混同のおそれは, なお継続していた。 本件商標の「OKI DOKI」から, 被告の主張する「okeydokey」という英語を連想するものとは認められない。 (商4条1項15・11・8・19号)重要度 (奥田 誠)	
291 -8	被告標章の使用により, 原告商標を付した商品との混同のおそれがあるので, 被告の行為は, 原告の商標権侵害に該当するとされた	商標の外観類似
1 平13(ワ)13758号(東地29民) 2 平14.7.31(認容) 3 (株)ネットワーク 4 (株)サラブランド 5 商標登録4327531号, 同4195215号, 同4302662号 6 概要:被告標章1及び2を付した被服等を製造販売する被告の行為が, 原告の商標権を侵害等するとして, 被告被服等の製造販売の差止め等及び損害賠償を求めた事案。 判示事項:(1)原告商標1ないし3と被告標章1との対比 原告及び被告の犬の図形はいずれも, 尾をほぼ水平方向に延ばし, 左向きで立った姿勢を保ち, 黒塗りで描かれているという特徴が共通であり, このような基本的な特徴が, これに接した一般需要者に強く印象付けられるというべきであるから, 両者は外観(観念及び称呼も同様と考えられる)において類似する。 被告標章1及び原告商標1もともに, 被服等にワンポイントマークとして縫いつけられたり比較的小さく表示され, 両図形の細部における相違点はほとんど目立たないものと認められることに照らすならば, 当該相違点は, 被告標章1が原告商標1に類似するとの前記判断に消長を来さないというべきである。 被告は, 被告標章1の犬の種類は「ゴールデンリトリバー」であるのに対し, 原告商標1の犬の種類は「フラットコートドレトリバー」であるので, 外観, 称呼及び観念において類似しない旨主張する。しかし, 原告商標の指定商品(被服)に係る一般的な需要者において普通に払われる注意力を基準とすれば, 原告商標1及び被告標章1の犬の図形から, 直ちにその犬の種類を区別できると解することはできないというべきであるから, この点の被告の主張は採用できない。 被告は, 被告標章1を「Sarah brand」の文字とともに使用しているのに対し, 原告各商標とは類似しない旨主張する。しかし, 被告標章1と原告商標1の基本的特徴が共通している点に照らして, 被告標章1において, 被告の名称である「SARAH BRAND」等が付加的に表記されていたからといって, 前記類似するとの判断に影響を与えるものと解するのは相当でない。	(2)原告商標1ないし3と被告標章2との対比 被告標章2は, 被告標章1を単に輪郭線を施し, 縁取りしたものにすぎず, 輪郭線の有無, 配色が異なるほかは, 被告標章1との相違点はない。そこで, 被告標章2と原告商標1とを対比すると, 被告標章2は, 黒い輪郭線の中の地色につき, 白色にして用いられているもの, 濃色にしたものがあること, 輪郭線の色と地の色とのコントラストを弱めた場合には, 輪郭線の有無が不明瞭となり, 原告商標1との差異が存在しないかのような印象を与えること, 被服のワンポイントマークとして用いられる場合, 両者の差異はほとんど目立たなくなること, 特に, 本件においては, 被告標章2は, 本件訴訟が提起された後に, 被告標章1を中止した前後に, 同標章に替えて使用されたという事情があること等の事実関係に照らすならば, 被告標章2は, 原告商標1と, 混同を来す程度に類似すると解するのが相当である。 被告標章1及び2を付した被服等を製造販売する被告の行為は, 原告の商標権を侵害する。 原告商標1  原告商標2および3  被告標章1  被告標章2  (商37条1項1号)重要度 (松井 宏記)	

291 - 9	「オイルダンパを用いた鍵盤蓋開閉装置」に関する特許を取消した異議決定が維持された	推考容易、動機付け、添付図面、明細書の記載
	<p>1 平12(行ケ)426号(東高6民)</p> <p>2 平14.9.24(棄却)</p> <p>3 (株)河合楽器製作所</p> <p>4 特許庁長官</p> <p>5 異議2000-71329号, 特許2955813号</p> <p>6 本件発明の要旨: 鍵盤蓋にオイルダンパを取り付け、該鍵盤蓋を該オイルダンパにより楽器本体に回動自在に支承してなり、該オイルダンパは鍵盤蓋が閉じる方向に回動したときダンパ作用を生ずるものにおいて、……、前記流体通路は、鍵盤蓋が閉じる方向に回動するとき、高トルクを生じ、かつ鍵盤蓋が開く方向に回動するとき低トルクを生ずるように、ケーシングの角型のフランジを鍵盤蓋の凹部に隙間なく嵌合するようにしてケーシングを鍵盤蓋に固着し、前記軸支承部材を楽器本体に設けた軸支部材に対して前記突部が上方に突出する位相で係止したことを特徴とするオイルダンパを用いた鍵盤蓋開閉装置。</p> <p>争点 : 用いられるダンパが、本件発明ではオイルダンパであり、引用発明2ではオイルも使用するもののロータリダンパであるため、引用例2に記載のダンパ構成の機能に替えて、引用例1に記載のオイルダンパとすることは、当業者が特段の困難性を持つことなく適宜容易に採用できるものであるか否か。</p> <p>争点 : 本件発明では、オイルダンパの取付構成について、鍵盤蓋が閉じる方向に回動するときに高トルクを生じ、開く方向の際に低トルクを生じるように鍵盤蓋と楽器本体に固着する構成を具体的に記載、開示しているのに対し、引用例2はそのような開示や記載がないが、鍵盤楽器の鍵盤蓋に用いることから閉じる方向に回動する時に高トルク、開く方向に回動する時に低トルクとなる取付構成とすることは当然の構成であるか否か。</p> <p>争点 : 本件発明は、オイルダンパの取付構成について、</p>	<p>軸支持部を楽器本体の軸受部に対してその突部が上方に突出する位相で係止する構成を具体的に記載、開示しているのに対し、引用例2にはそのような開示、若しくは明確な記載がない点につき、引用例1に記載のダンパも突部を回転軸に対して垂直方向に配置して支持する技術の記載があると認定したが、誤りであるか否か。</p> <p>判示事項: 原告は、本件発明の課題とするものが引用例2に記載されていないことを理由として、引用発明2のロータリダンパを引用発明1のオイルダンパに置き換えようとの考えが生じることはありえないと主張するが、本件発明の課題が各引用例に記載されていないとしても、そのことは引用発明2と引用発明1との組合せが容易であるか否かの検討に当たった格別意味のあることではない。引用発明2と引用発明1との組合せる動機が存在するか否かが問題であって、その動機が何であるかは問題ではない。本件においてはその動機が充分であるから、争点 における原告の主張は失当である。本件発明に係るオイルダンパは、鍵盤楽器の鍵盤蓋に用いるものであるから、閉じる時に高トルクとし、開く時に低トルクとすることは、当業者であると否とを問わず自明のことであるから、争点 における原告の主張は失当である。一般的に、特許明細書に添付された図面は、発明の理解を容易ならしめるための補助資料であり、添付図面で上であるものが、実際の取付状態で上であることを意味するものであるとは、必ずしもいえない。また、本件明細書には、突部が上方に突出していることの技術的意義についての記載はなく、かつ原告が主張する作用効果は自明であるとも認められないから、原告の主張は明細書の記載に基づかないもので、争点 の主張自体失当である。</p> <p>(特29条2項)重要度 (曾々木 太郎)</p>
291 - 10	被告製品は原告の登録実用新案の技術的範囲に属しない、とした原判決が維持された	PCストランド 登録実用新案の技術的範囲 間接侵害 時機に遅れた攻撃方法 著しく訴訟手続きを遅滞させる訴えの変更
	<p>1 平14(ネ)1053号(東高13民) (原審:東地平12(ワ)22731号)</p> <p>2 平14.9.30(棄却)</p> <p>3 黒沢建設(株)(原審原告)</p> <p>4 住友電気工業(株)(原審被告)</p> <p>5 実用新案2149186号(旧実用)</p> <p>6 争点: 被控訴人製品は、本件登録実用新案「PCストランドの端部定着構造」の技術的範囲に属するか。</p> <p>仮に属しないとして、いわゆる間接侵害に該当するか。</p> <p>控訴人: について、「控訴人は、被控訴人が、本件第1回弁論準備手続期日において、被控訴人製品はアンカーの定着にしか使用しないものであると認識していると述べたからこそ 間接侵害については主張しないと陳述したのであるが、被控訴人が、控訴人の直接侵害の主張は失当であると主張するのであれば、控訴人は、間接侵害の主張を留保する。」</p> <p>判示事項: について、被控訴人製品の構造が、本件考案に係る実用新案登録請求の範囲に記載された構成要件中の「支圧板」、「雌コーン」等を具備しないことは明らかであって、被控訴人製品がこれらの構成要件を具備することをうかがわせる証拠はない。</p> <p>について、控訴人は、原審口頭弁論期日及び本件第1回弁論準備手続期日において、指摘されている用語の混同を解</p>	<p>消さないまま、被控訴人製品ないしこれを用いた PC ストランドの端部定着構造についていわゆる直接侵害を主張し、いわゆる間接侵害の主張はしなかった。控訴人は、本件第1回弁論準備手続期日において、いわゆる間接侵害の主張はしない旨陳述し、弁論準備手続は終結した。</p> <p>控訴人は、その後の本件第2回口頭弁論期日において上記の主張をしたが、間接侵害を基礎づける具体的主張をせず、その立証方法も提出しなかった。</p> <p>このような経緯に照らすと、「間接侵害の主張を留保する」との上記主張は、訴訟上意味のないものというほかはない。また、その陳述は調書に記載がない。</p> <p>また、被控訴人が単に「被控訴人製品はアンカーの定着にしか使用しない」との陳述をただけでは、被控訴人製品が本件実用新案権に係る物品の製造にのみ使用するものに当たるとの不利益陳述をしたということもできない。</p> <p>たとえ口頭弁論を続行し、その後の期日に控訴人が具体的主張をしたとしても、原審以来の経緯に照らすと、間接侵害の主張は、時機に遅れた攻撃方法として却下を免れないか、著しく訴訟手続きを遅滞させることとなる訴えの変更として許されないことは明らかである。</p> <p>(準特70条1項, 実28条, 民訴157条1項, 143条1項)重要度 (岡戸 昭佳)</p>